

奈良時代の木工にみる都鄙間技術交流

古尾谷知浩

はじめに

古代の手工業生産、建築生産について考える場合、都鄙間の技術交流は重要な課題であり、これについては、多くの研究が蓄積されてきた。清水善三は、造東大寺司における工人組織を論ずる中で、在地で培われた技術を持った工人が造東大寺司に出仕したり、逆に彼らが造東大寺司で身につけた技術を在地に伝えたりしたことを指摘した^①。矢部良明は、民間の工人に着目し、民間で技術を習得し、官営工房に出仕した工人が存在したことを論じた^②。また、榎木謙周は、技術の伝習を論じて、官営工房が技術センターとして機能したことを重視している^③。一方、十川陽一は、律令制下の日本では既に中央から地方への技術者の分散が進行しており、それを前提として国司が在地技術者を把握し、幅広く徴発していたとする^④。

以上のように、中央から地方への技術移転の問題と、地方技術者の中央への徴発、律令国家による技術労働力の支配の問題が議論されてきている。実際、両者とも行われていたことについては

異論はないが、論者によって、その前提となる、技術水準における中央と地方の関係や、技術移転における律令国家の主導性に対する考え方が異なっていると見受けられる。例えば、榎木の見通しに立てば、律令国家が主導して地方、民間に技術が伝達されたという評価になるが、矢部や十川の立場では、すでに民間で技術は一定の水準にあったことになり、評価は異なる結果になる^⑤。

本稿では、やや異なる問いを立て、中央から地方への技術移転について検討することを目的とする。その問いとは、律令国家の意図として一律、統一的に技術移転させたのか、諸国の意向として技術支援の要請がなされたのか、それとも、技術者の移動に伴い、結果として移転したのか、というものである。このことを検討することが、技術移転、民間や地方での技術水準の引き上げに関する律令国家の主導性があったのか否かを考える一つの手段になると考える。

そこで、まず、手がかりとなる文書を二通取り上げて分析を加えることとする。

第一節 造石山寺所からの工人派遣

一 越前国への派遣

正倉院古文書正集五には、造石山寺所宛造東大寺司牒を貼り継いだものが収められている。そのうち、天平宝字六年(七六二)正月七日「造寺司牒」の、年月日・署名の次行にある追而書には、次のように記されている。⁽⁵⁾

更木工針間父万呂

右奉充越前長官殿如件

これは本文と同一紙に書かれ、連続して「東大寺印」が押捺されている。つまり、この部分は造東大寺司で書かれたものということになる。内容は、越前守充てに木工を派遣することを述べているが、これは造東大寺司から造石山院所へ指示したものである。

なお、当時の越前守は藤原薩雄(仲麻呂の男)であるが、その他に越前国関係者として、造東大寺司・造石山院所には安都雄足がいる。周知の如く、雄足は、天平末年から天平勝宝五年(七五三)二月頃まで造東大寺司舎人であったが、天平勝宝六年閏一月から天平宝字二年正月まで越前史生を務め、次いで、天平宝字二年六月から造東大寺司主典、天平宝字六年時点で造石山寺所別当となっている。越前史生から転任した後も、越前国と関係

持っていた。⁽⁶⁾

一方、派遣が命ぜられた針間父万呂のその後の動きについて確認しておこう。天平宝字六年二月二七日「作石山寺所解案」⁽⁷⁾は、二月の上日報告であるが、木工播磨父万呂についてみると、上日「十二」が「十二」に訂正された上で、全体が抹消されている。つまり、二月は造石山寺所では半月も勤務せず、しかも石山では上日を計上しない扱いとされているのである。その後も、しばらく正倉院文書に登場していない。よって、針間父万呂は実際に越前守充てに派遣された可能性が高い。

以上のことは、元越前史生、現造東大寺司主典かつ造石山寺所別当安都雄足の人脈により木工が派遣された⁽⁸⁾ことを示す。

二 相模国への派遣

次いで検討するのは、天平宝字六年正月二九日「造寺司牒」⁽⁹⁾である。全四条中の第二条には、以下のように記されている。

(前略)

一 領玉作子綿 木工土師嶋井

右暫充^ニ相模国司^一。而今聞便留^ニ彼寺^一。其自^ニ彼所^一請^ニ人物^一随^レ請皆充。而留^ニ件人等^一、理不^レ可^レ然。今依^レ合別当必^レ有^レ可^ニ充任^一。宜^下察^ニ此状^一、早速令^下向。

(後略)

これによれば、造東大寺司側が、造石山寺所に対し、相模国司充てに領玉作子綿・木工土師嶋井を派遣する指示をしたにもかかわらず、今も石山寺にとどめていることを非難し、早く向かわせるよう命じていることがわかる。この牒に対する回答が、天平宝字六年二月一日「造石山寺所申送文案」¹⁰である。関係部分だけ掲出する。

(前略)

一 土師嶋井

右人、不知有所。仍不得令向之。

(中略)

一 玉作子綿

右、先日上野判官判云、便請件人等、其役使者。仍役如件。但依今牒旨、可令向之。然三嶋豊羽依身病之、月十五日退罷。仍以件子綿山作雜物。今間不得令向。但豊羽参以後、相替可令向之。

(後略)

造石山寺所側は、土師嶋井は所在不明で派遣不可能であり、玉作子綿は先日上野判官(上毛野真人)の判にもとづいて役使していたとした上で、今回の牒の旨により派遣すべきではあるが、三嶋豊羽が病で、その間子綿を山作所で勤務させるため現時点では派

遣不能で、豊羽復帰後派遣すると回答している。玉作子綿は、同年二月の上日が三〇日(前掲天平宝字六年二月二七日「作石山寺所解案」)であり、その後も造石山寺所に勤務している。土師嶋井の分も含め、代替を派遣した形跡はない。本文書に見える以外に、造東大寺司本司から相模国に派遣された可能性がないわけではないが、少なくとも造石山寺所からの派遣は実現していない。この文書の書きぶりからすると、造石山寺所側では、木工の派遣に対して理由をつけて拒否しているように見受けられる。

ここで、当時の相模国司について確認しておこう。守は紀伊保であるが、事績の詳細は不明である。注目すべきは介の御杖祖足である。祖足は、天平宝字三年に河内画師から御杖連に改姓した人物¹¹で、天平宝字五年に相模介に任ぜられたのであるが、これより先、天平勝宝四年(七五二)から天平宝字四年にかけて、造東大寺司判官として正倉院文書にみえている。つまり、相模国は前造東大寺司判官、現相模介の人脈により、領・木工の派遣を計画したと推定できるが、実現しなかったことになる。

その他、相模国関係者としては、良弁が挙げられる。良弁は、相模国の豪族である漆部氏の出身で、石山寺の造営に深く関与していたことが知られている¹²。しかし、このときの相模国への木工派遣計画に対し、彼が関与した可能性は低い。天平宝字六年正月七日「造寺司牒」¹⁴には、「被大僧都(良弁)宣云、莫充条々木工、便彼所(造石山寺所)可雇役者」とあって、造東大寺

司から造石山寺所への木工派遣には積極的でなかったことがわかる。このことからすると、良弁が外部への技術者派遣を主導したことは想定できない。少なくとも、造石山寺所の抵抗を排してでも相模国司充てに派遣する程までには積極的ではなかったといふことはいえよう。

三 小結

以上みてきた、越前国・相模国への木工派遣計画について整理しておこう。越前国の場合、守藤原薩雄が権力の中核に近いことから、薩雄宅における造作に関わる可能性もないわけではない。しかし、相模国の場合、介宅の造作に造東大寺司から工人を派遣するとは思われない。そうであれば、相模国における造営事業に對する派遣だったことになる。しかも、単なる木工派遣ではなく、領も同時に派遣することが予定されていた。造営組織自体の強化を目的としていたのである。⁽¹⁵⁾

しかし、正倉院文書全体を見渡しても、管見の限り同種の派遣事業は見えない。他の史料を参照しても、同時期に中央政府から何らかの指示が出た形跡もない。つまり、造東大寺司周辺からの、さらに広くいえば、中央から地方への工人の派遣が全国一律に行われたわけではないのである。

また、藤原仲麻呂の周辺に目を移しても、同時期に仲麻呂の子息が国司に任ぜられている国はあるが、越前国以外に同種の例は

ない。仲麻呂の政治力で何らかの造営を進めようとしたわけでもないのである。

越前国への派遣が実現したことについては、確かに薩雄の影響力は無視できないが、造石山寺所側の安都雄足の判断が重要だったと思われる。相模国でこれが実現しなかったのは、造石山寺所の現場側が同意しなかったことが大きな理由である。⁽¹⁶⁾ さらに、寺院側の良弁が消極的であったことも重要である。

以上のことから、越前国・相模国への木工派遣計画は、国司を通じて中央から地方への技術移転をはかった事例と評価できるが、それは、国司個人と造営官司との個別の関係によるものであつて、現場担当者の意向に左右されるものであつたと評価できる。造東大寺司あるいは中央政府が統一的に諸国に技術支援しようとしたわけではないのである。

さて、この時期に相模国で(あるいは越前国でも)行われていて、技術者の派遣を要する造営事業は何だったのであるか。造東大寺司に依頼しているということは、寺院または官衙であつたと思われるが、大概の造営は、諸国で自力で遂行できたはずである。各国で困難であつた造営事業としては、国分寺以外に候補は見あたらない。後述するが、天平宝字三年に、中央から諸国に国分二寺図を頒下していることからわかるように、この時点で未だ造営途上の国も存在していた。したがって、国分寺造営のための派遣である可能性は高いと考えるが、史料上明証がないので確

言はできない。さしあたり、国分寺を含む造営事業一般と考える
おくのが穏当であろう。

そこで、次に、以上の議論とは独立に、他の造営事業一般につ
いて中央から地方への技術移転の問題について検討したい。

第二節 中央から諸国への工人派遣

一 寺社の造営(国分寺以外)

ここでは、地方の寺院造営機構に中央から人員が派遣された例
について検討する(国分寺については次節で論ずる)。該当する
ものとして、筑紫観世音寺や下野薬師寺の例が挙げられる。これ
らは、いずれも単なる地方寺院ではなく、中央にとって重要な寺
院であった。観世音寺は天智天皇の発願であり、詔で造営が督励
されるような存在であったし、¹⁹下野薬師寺も筑紫観世音寺となら
んで戒壇が設置されるほど重視されていた。²⁰すなわち、これらの
造営は地方の需要によるものというよりは、中央の事業として位
置づけるべきものである。

両寺への人員派遣事例の中には、筑紫観世音寺に対する玄昉
や、下野薬師寺に対する道鏡のように、事実上の左遷の場合もあ
るが、一方で、実質的な工人の派遣も行われており、中央からの
積極的な技術支援が行われていたといえる。²¹

次いで、神社の造営についても付言する。『統日本紀』などを

みると、中央から使者を派遣して修造を行っていることがうかが
える記事が散見する。²²しかし、朝廷として、恒常的に、一律に造
営修理を行おうとしたものではなく、個別的な、特殊な事情によ
るものと推定できる。²³しかも、いずれの事例も工人派遣をとも
なつたかどうか不明であり、遣使がなされていたとしても、技術
支援の意図があつたかどうかは疑問である。

二 その他の造営

次いで、神社以外の施設について、中央から派遣された人員が
造営を担当した例について検討する。

(一) 城柵など

まず、筑紫においては、怡土城などのため天平勝宝八歳(七五
六)以来、大津城などのため天平宝字八年(七六四)以来、造営
担当者が中央から派遣された例がある。²⁴その中には、佐伯今毛
人、吉備真備らの名がみえるが、佐伯今毛人は、それ以前に造東
大寺司次官、長官を歴任、後に造西大寺長官、造長岡宮使を務め
ることになる人物であり、吉備真備も、後に造東大寺司長官に就
任する人物である。つまり、中央から軍事のみならず造営事業に
も長けた者を配置して筑紫の防衛施設を造っていたということに
なる。

一方、東北の城柵についてみると、天平宝字六年(七六二)一
二月一日「多賀城碑」によれば、神亀元年(七二四)に大野東人

が設置し、天平宝字六年に藤原朝獨が修造したことが記されている⁽²⁵⁾。多賀城の造営は中央主導であるとは文面上書かれていない。しかし、神龜年間の持節大將軍藤原宇合(後、知造難波宮事)を中心とする征夷事業のなかで創建されたということは、その中での東人の重要性から考えて、多賀城創建は中央主導と考えると良い。但し、技術者が派遣されたかどうかは不明であり、また、東人は軍事指揮官であって、人員動員には長けているが、造営自体への直接的関与については確言できない。しかし、東人らと同時に造営技術者も赴いていた可能性はある。

(二) 遣唐使船

遣唐使船の建造に際しても、中央からしばしば遣使がなされていたことが知られるが、その様相が具体的にわかるのが、宝龜度の事例である。宝龜四年(七七三)二月一六日「太政官符案」によれば、安芸国で造船にあたっていた三名の技術者に対して禄を給うことが指示されている。その三名の内訳は、西大寺主典、造宮長上工、木工長上工で、いずれも中央の造営事業に携わっていた人々であった。なお、遣唐使船の建造は、当然、安芸国の事業ではなく中央政府の事業である。

(三) 行宮・齋宮

行宮や齋宮の造営に際しても、中央での造宮に準じて造営官司が設置されたことが知られる⁽²⁶⁾。

(四) 治水・灌漑

治水施設や灌漑施設の造営に際して、中央から遣使がなされた事例も散見する。その中で、複数の国に同時に派遣された事例は、中央主導で一律に造営が促進されたものと評価できるが、技術者を伴っていたかどうかは明証がない。確実に工人が派遣されたことがわかるのは、神護景雲三年(七六九)の尾張国の事例であるが、これは国の側から派遣を申請したものであって、中央主導ではない。また、延暦四年(七八五)の三河川開削の事例は、長岡京への遷都に関連するものであり、中央の需要に伴う事業と位置づけるべきものである。

三 小結

以上、地方における造営事業について概観した。筑紫観世音寺、下野薬師寺、城柵、遣唐使船などの造営・建造に対して、中央から造営事業に長けた官人・工人を派遣していた事例はしばしばみられる。ただし、これらは中央の需要による特定の事業であって、諸国の造営一般ではない。また、治水・灌漑については、中央政府が督励することはあっても、造営自体は基本的に各国の事業であり、国側から技術者の派遣を申請したものとみられる。

しかし、上記のもの以外では、次節で述べる国分寺の仏像を除き、中央造営官司の官人・工人を積極的、計画的に諸国に配置し

ている事例はみえない。つまり、中央政府の意図として、地方に対して一律に技術移転しようとはしていないと判断できる。

第三節 国分寺造営における工人派遣

一 造営督励と工人派遣

天平一三年(七四一)に、いわゆる国分寺造立詔が出されたが、よく知られているように、その造営は容易に進捗しなかった。井上薫が整理する如く、これ以後、再三造営を督励する指示や、支援を行う施策が出されている³²⁾。しかし、中央政府からの支援内容をみると、造営に対して正税の充当、田地の施入などの財政的措置や、協力者への褒賞が主であって、以下の例外を除き、人員派遣を伴う技術的支援はなされていない。

人員を派遣していることが知られるのは、次の二件である。『続日本紀』天平一九年一月己卯条によれば、石川年足・阿倍小嶋・布勢宅主らを派遣して翌年三月までの完成を命じている。しかし、「分道発遣」とあるので、国ごとに技術的対応をしているように思われない。

また、『続日本紀』天平勝宝八歳(七五六)六月乙酉条、同壬辰条によれば、諸国に「使工」を派遣し、国分寺丈六釈迦如来像造立を催検させていることがみえる。つまり、仏工については中央から派遣して技術支援を行っているといえる。しかし、このこ

とは同年に死去した聖武天皇の一周忌に間に合わせるための緊急的措置であって、国分寺造立詔を出した当初から積極的に技術移転を図っていたわけではない³³⁾。

このほかの技術支援の施策としては、『続日本紀』天平宝字三年(七五九)十一月辛未条に「頒下国分二寺図於天下諸国。」とあるのが注意される。この「図」は、伽藍配置図なのか、個々の建築設計図なのかは問題であり、確定は困難である。しかし、正倉院宝物に殿堂平面図(東大寺講堂・僧房・食堂などの平面図)が現存すること、時代は降るが『醍醐雜事記』所引『吏部王記』承平元年(九三一)六月九日条に「夕詣中務卿宮。主君語次述云、近曾醍醐上座延賀法師來陳云、此寺先帝御宇時、延賀奉詔、歴覽諸寺体勢、捫定善者、作図上奏。……」とあり、ここにも見える「図」も伽藍配置図かと推定できること、などから、前者の可能性が高いと考えられる。天平宝字三年時点で、国分寺が既に完成している、もしくは伽藍配置が決定済みである国もあったに相違ないが、未決定の国に対し技術的支援を行っているといえる。しかし、ここで人員は派遣していない。木工を一律に派遣している形跡はないのである。

二 技術移転の人的背景

前項でみたように、中央から一律に技術支援がなされたということはないとしても、何らかの形で技術移転がなされたことは想

定しなければならぬ。この問題を検討しているのが須田勉の研究である⁽³⁴⁾。須田は、国分寺の造営過程について、考古学的発掘調査の知見に基づいて各国分寺造営の画期をみだし、これを文献上知られる督励などの措置と対応させて分析をしている。そして、造営を推進した主体として、当該国で当該時期に国司となっていた⁽³⁵⁾、中央と結びつく有力者や中央造営官司関係者を想定している。

造営が特に進捗した時期に国司などとして関わった人物が主導的役割を果たしたことはあり得ることである。その人物が中央における有力者や造営官司関係者であった場合、そのことが有利に働いたであろうことも想像できる。その限りで須田の議論には賛意を表したい。しかし、それ以上の背景があったかどうかはいかであるか。

例えば、上総国においては、造営官司を歴任し、天平勝宝元年(七四九)に上総守となった石川名人の存在が重視されている。須田は、今泉隆雄の議論を踏まえて、石川氏を造営事業を氏族として担った「工官氏族」であるとし、これが国分寺造営の進捗に影響したとする。しかし、石川氏を「工官氏族」とすることにについては既に疑問が呈されている⁽³⁷⁾。また、このほかの国において石川氏の造営官司経験者が国分寺造営のために計画的に国司に配された形跡も一切ない。つまり、石川氏という氏族的な背景に基づいて造営を推進したわけではなく、国家が造営を推進させる目的

で国司の人事を行ったわけでもない。造営が推進されたとすれば、それは国司の個別の判断と人的関係の中で行われたことであろう。

また、石川氏に限らず、造寺司、造宮省など、造営官司の官人が、後に国司に転ずる例は、挙示するいとまもないほど頻出する。しかし、彼らが、国分寺造営を含む任国の事業に対し、第二節で挙げたような、城柵など中央の事業の担当に充てられる場合を除き、積極的に造営を推進したことを示す史料上の明証はない。造営官司経験者が国司に補任された場合であっても、須田が挙示した以外でも、当該時期に国分寺或いは他の造営事業が進捗したことを示す考古学的知見がなければ、それは通常の人事異動に過ぎない(造営を推進するために配置されたわけではない)と評価すべきであろう。

逆に、史料上造営官司の官人経験者が国司となることが知られない国も存在するが、その国でもいづれかの段階で国分寺造営は進捗している場合がある。つまり、造営官司の官人経験者の赴任と任国での造営の進捗とは対応しないのである。

また、須田は、相模国分尼寺造営において相模(漆部)伊波の果たした役割を重視する。相模(漆部)伊波はもと相模国の豪族出身で、神護景雲二年(七六八)に造西隆寺次官となり、同年に相模宿祢を賜姓され、相模国造に任ぜられた者であり、造営官司を経験し、相模国に影響力を持っていたとする。しかし、伊波と

相模国の関係は以前からあったはずであり、神護景雲年間に限定されたことではない。にもかかわらず、それ以前は積極的に関与した形跡はない。また、第一節でみたように、同じ漆部氏出身の良弁は、(国分寺とは確定できないが)相模国の造営事業に対する木工派遣に積極的ではなかった。つまり、漆部氏が氏族として相模国における造営を推進したわけではないのである。

三 小結

以上、本節では国分寺造営における中央からの技術移転の問題について検討した。その結果、中央が積極的に一律にこれを行ってたわけではなく、何らかの氏族的背景に基づいてなされたわけでもない、という結論を得た。国司が造営を主導することがあったには相違ないが、それは個別的事情によった可能性が高く、国家が計画的に人事を行った結果ではない。

このことは、第二節で国分寺以外について得た結論と整合し、第一節でみた越前国・相模国のあり方とも整合する。つまり、奈良時代の諸国での造営事業における、技術移転一般の動向とみてよい。

おわりに

本稿は、奈良時代に中央から諸国への技術伝播があったこと自

奈良時代の木工にみる都鄙間技術交流(古尾谷)

体を否定しようとするものではない。しかし、仏寺造営技術が伝来して日が浅く、十分普及していなかったと思われる七世紀であればともかく、八世紀では、中央政府が、一律に、積極的に技術を移植しようとしていたわけではないということを主張しようとするものである。中央から国への技術移転は、国司の個別的判断により要請がなされ、個別の人的関係の中でそれが実現したり、しなかったりしたのである。たとえ国司の側に中央造営官司に人脈があっても、現場担当者の同意がなければ実現しない場合もあったのである。国司を通じた技術移転は限られた事象と位置づけられる。

それでは、そのほかに技術移転の経路は、どのようなものがあったのだろうか。想定されるのは、技術労働者の中央への徴発と、彼らの帰郷により、結果として技術が移転するということがある。また、今回は議論していないが、僧侶を媒介とする技術移転も想定可能である。律令国家が関与する場合は、国師を通じた形になろうし、そうでない場合としては、知識における教化僧が媒介する形もあろう。

このほか、律令国家からみれば「不正な」人の移動も技術の伝播に寄与した可能性もある。例えば、天平勝宝三年(七五二)一月一八日「奴婢見來帳」³⁸⁾によれば、造東大寺司から逃亡した奴が、甲賀宮国分寺大工の家や内匠寮番上工川輪床足の家に囲い込まれていたことが知られる。明記はされていないが、建築技術者

や手工業者がわざわざ造東大寺司の奴婢を手元に置いていたことからすれば、造東大寺司で身につけた技術が求められていた可能性は高い。同様に、史料の根拠はないが、逃亡した仕丁も技術の移転において何らかの役割を果たしたことがあったかも知れない。仕丁は原則的には非技術労働者であるが、造営現場での経験は重要であったと思われる。また、第一節で触れた木工の土師嶋井は、消息不明とされているが、死亡した可能性、他の生業に埋没した可能性のほか、他の造営事業に従事した可能性もある。

別稿でも述べたように、律令国家は手工業技術の全てを管理しているわけではない。また、管理している技術についても少数の例外を除いて独占しようとはしていない⁽⁴⁾。従って、多様な経路での技術交流があり得ると思われる。その具体的な姿の解明は、今後の課題である。

また、もう一つの課題として、平安時代との比較の問題について触れておきたい。別稿で論じたように、平安時代の瓦については、中央の造営事業で負担を割り当てられた国司が任国で生産しよう⁽⁴⁾と図っている。また、神宝については、中央で生産された製品と同種のを任国の工人を動員して生産させている⁽⁴⁾。これらのことは、少なくとも結果として、国司が主導して任国の手工業技術を維持することにつながっていると思われる。しかし、この場合も技術者の都鄙間移動を伴うものではない。以上のことも含め、奈良時代からの連続性・非連続性の検討が必要である。

註

- (1) 清水善三「造東大寺司における工人組織について」(『平安彫刻史の研究』中央公論美術出版、一九九六年、初発表一九六四年)
- (2) 矢部良明「奈良朝の民間工人の動向」(『MUSEUM』二二六、一九六九年)
- (3) 榊木謙周「日本古代手工業論ノート」(『日本古代労働力編成の研究』塙書房、一九九六年、初発表一九九一年)
- (4) 十川陽一「日本古代の国家と造営事業」(吉川弘文館、二〇一三年)
- (5) 正倉院古文書正集五、『大日本古文書(編年文書)』第五卷一〜二頁(以下、正集五、『大日古』五一〜二の如く略記)
- (6) 岸俊男「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、初発表一九五二年)、岡藤良敬「正倉院文書の世界(上)」(『福岡大学人文論叢』一〇一四、一九七九年)、同「(中)」(同「一一一四、一九八〇年」、同「(下)」(同「一一一、一九八〇年」)。なお、石山寺造営に関しては、岡藤良敬「日本古代造営史料の復原研究 造石山寺所関係文書」(法政大学出版局、一九八五年)も参照。
- (7) 宮内庁書陵部所蔵「天平時代古文書」(谷森本)、(国立歴史民俗博物館「正倉院文書拾遺」四九号、便利堂、一九九二年)
- (8) ちなみに、逆に、越前国足羽郡出身で造東大寺司大工となった者に益田繩手がいる。
- (9) 正集五、『大日古』五一七六〜七七
- (10) 続別四八裏〜続々修一八一三、『大日古』一六一〜一四七
- (11) 『続日本紀』天平宝字三年(七五九) 一月乙亥条
- (12) 『続日本紀』天平宝字五年正月壬寅条
- (13) 岡藤良敬「造石山寺所の造営過程Ⅱ東大寺僧良弁の役割」(『日本建築学会九州支部研究報告』一七一二、一九六八年)、鷲森浩幸「奈良時代における寺院造営と僧」(『ヒストリア』二二一、一九八八年)。

- (14) 前掲註(5)
- (15) 鷲森浩幸は、玉作子綿が使者として相模国司あてに派遣された可能性を述べるが、木工も同時に派遣することが予定されていたので、従えない。なお、鷲森は、同じ論文の別のところで、造東大寺司が造石山寺所に対して工人を使者として派遣することを禁じていることを指摘している(鷲森浩幸「天平宝字六年石山寺造管における人事システム」(『日本史研究』三五四、一九九二年))。
- (16) 鷲森浩幸は、造東大寺司内各所間における工人の人事異動は、各所の意向に依ると指摘する(鷲森浩幸「天平宝字六年石山寺造管における人事システム」(前掲註(15))。外部との間での異動も同様であろう。
- (17) 『続日本紀』養老七年(七二三)二月丁酉条に、「遣僧滿誓(俗名從四位上笠朝臣麻呂)於筑紫、令造觀世音寺。」、『続日本紀』天平一十七年(七四五)十一月乙卯条に「遣玄昉法師、造筑紫觀世音寺。」とみえる。
- (18) 天平五年「右京計帳手実」(正集九、『大日古』一四八一～四八三)に「下野国葉師寺造司工」として從六位上於伊美吉子首が、天平一〇年「駿河国正税帳」(正集一七、『大日古』二一〇六～一三〇)に、「下野国造葉師寺司」として宗蔵が、『続日本紀』宝龜元年(七七〇)八月庚戌条に、「造下野国葉師寺別当」として道鏡がみえる。
- (19) 『続日本紀』和銅二年(七〇九)二月戊子条に「詔曰、筑紫觀世音寺、淡海大津宮御宇天皇、奉為後岡本宮御宇天皇、誓願所基也。雖累年代、迄今未了。宜大宰商量、充驅使丁五十許人、及逐閑月、差發人夫、專加檢校、早令營作。」とある。
- (20) 『延喜式』玄蕃寮に「凡沙弥沙弥尼受戒者……東海道足柄坂以東、東山道信濃坂以東、並於下野国葉師寺。西海道於筑紫觀世音寺受戒。……」、『帝王編年記』天平宝字五年(七六一)正月二日条に「勅曰、東山道信濃国坂以東国々、以下野国葉師寺為戒壇院。西海諸国、以筑紫觀音(ママ)寺為戒壇院。」とある。
- なお、下野葉師寺については、佐藤信「下野葉師寺と下野国河内郡」奈良時代の木工にみる都鄙間技術交流(古尾谷)
- (21) 『出土史料の古代史』東京大学出版会、二〇〇二年、初発表一九九八年)を参照。
- (22) 僧侶を派遣している例もあるが、僧侶も造管に関与していたことについては、岡藤良敬「造石山寺所の造管過程Ⅱ東大寺僧良弁の役割」、鷲森浩幸「奈良時代における寺院造管と僧」(いずれも前掲註(13))を参照。
- (23) 遣使を伴う修造としては、まず、『続日本紀』天平九年(七三七)十一月癸酉条に「遣使于畿内及七道、令造諸神社。」とあるのが注意される。これは、当時流行していた疫病への対応かと推定される。この事業に関わる史料が正倉院文書中の正税帳にみえる。天平一〇年度(七三八)「周防国正税帳」(正集三六、『大日古』二一三三～三七)では、「改造神社料用穎稻」を正税から支出しているが、これは「太政官去天平九年十一月廿八日符」によって充てたとされている。このほか、「同」(正集三六、『大日古』二一四五)では玉祖神税からも改造神社用の穎稻を支出していることが知られ、「同」(正集三五、『大日古』二一三五)でも、「造神宮駆使」に従う国司の食料を支出していることがわかる。
- また、『続日本紀』天平神護元年(七六五)十一月壬戌条には「遣使、修造神社於天下諸国。」とあるが、これは称徳天皇大嘗祭直前の措置であろう。さらに、『続日本紀』延暦三年(七八四)十一月乙丑条に「遣使、修理賀茂上下二社及松尾乙訓社。」とみえるが、これは長岡京への遷都に伴い、周辺の神社を修理させたものである。
- 以上、いずれも特定の目的に対応した個別の措置であり、一般的に行われていたことではないと評価できる。
- (24) 加瀬直弥「奈良時代前後の神社修造の実情について」(『平安時代の神社と神職』吉川弘文館、二〇一五年、初発表二〇一二年)
- (25) 怡土城、水城については、『続日本紀』天平勝宝八歳(七五六)六月甲辰条に「始築怡土城。令大宰大式吉備朝臣真備、專当其事焉。」、『続日本紀』天平神護元年(七六五)三月辛丑条に「大宰大式從四位下佐伯宿禰今毛人為築怡土城、專知官。」少式從五位下采女朝臣淨庭為修理水城、專知官。」とある。また、大津城を含む造管に関わると思わ

れる宮城監については、『続日本紀』天平宝字八年(七六四)正月己未条に「從四位下佐伯宿祢今毛人為宮城監」、『続日本紀』宝龜三年(七七二)十一月辛丑条に「罷筑紫宮大津城監」とある。
 (25) 天平宝字六年二月一日「多賀城碑」に「此城神龜元年(七二四)……大野朝臣東人之所置也。」「天平宝字六年……藤原惠美朝臣朝獨修造也。」とある。

(26) 『続日本紀』文武四年(七〇〇)一〇月庚午条に「遣使于周防国造船。」「同」天平四年(七三二)九月甲辰条に「遣使于近江・丹波・播磨・備中等国、為遣唐使造船四艘。」「同」宝龜二年(七七二)一月癸未朔条に「遣使造入唐使船四艘於安芸国。」とある。
 (27) 宝龜四年二月十六日「太政官符案」(九条家本延喜式紙背文書、「大日古」二一―二七六―二七七)

太政官符中務省
 合給祿三人

料繩九匹、糸五絢、布十七端、綿十一屯、歛冊口

右目錄

西大寺主典從六位下物部和麻呂

(中略)

造宮長上工正七位下物部飯床

(中略)

木工長上工從七位上尾張連淡海

(中略)

以前、被_レ内臣正三位藤原朝臣宣_レ備、件人等遣_レ浮在安芸国船。宜_レ給_レ件祿者。省宜_レ承知、依_レ教給_レ之。符到奉行。

從五位下守左少弁小野朝臣石根 左大史正六位上会賀臣真綱

宝龜四年二月十六日

(28) 『続日本紀』天平二年(七四〇)一〇月壬申条に「任造伊勢国行宮司。」「同」宝龜二年(七七二)十一月庚子条に「遣鍛冶正從五位下氣太王、造齋宮於伊勢国。」「同」延暦四年(七八五)四月丁亥条に「從

五位上紀朝臣作良、為造齋宮長官。」とある。

(29) 『続日本紀』天平宝字五年(七六一)五月丙午条に「使散位外從五位下物部山背、正六位下曰佐若麻呂、行視畿内陂池・堰堤・溝恤之所。宜。」とある(『日本古代人名辞典』は、曰佐若麻呂を下曰佐若麻呂と同一人物とみる。下曰佐若麻呂は天平宝字二年七月から四年六月にかけて造東大寺司判官としてみえる人物で、造営事業には長けていたと思われる。ただし、この時の派遣目的は、築造ではなく視察である)。

次いで、『続日本紀』天平宝字八年八月己卯条には、「遣使、築池於大和・河内・山背・近江・丹波・播磨・讃岐等国。」とある。このうち、近江国については、『同』延暦四年(七八五)七月庚戌条に「刑部卿從四位下兼因幡守淡海真人三船卒。……(天平宝字)八年被充造池使、往近江国、修造陂池。」とあって、淡海三船が関わっていたことが知られる。

また、『続日本紀』宝龜六年(七七五)一月丙申条には「遣使、於五畿内、修造陂池。」とあって、これも同種の事例と位置づけられる。

(30) 『続日本紀』神護景雲三年(七六九)九月壬申条に「尾張国言、此国与美濃国界有鵜沼川。今年大水、其流没道。每日侵損粟・中嶋・海部三郡百姓田宅。又国府并国分二寺、俱居下流。若經年歲、必致漂損。望請、遣解工使、開掘復其旧道。許之。」とある。

(31) 『続日本紀』延暦四年(七八五)正月庚戌条に「遣使、掘撰津国神下・梓江・鱒生野、通于三国川。」とある。

(32) 井上薫「国分寺の成立」(『奈良朝仏教史の研究』吉川弘文館、一九六六年)

(33) なお、造仏技術自体は地方にも既にあつたはずである。にもかかわらずここで仏工の派遣が必要と考えられた背景は、国分寺本尊が丈六仏であつて、より高度な技術が必要だつたからかも知れない。これについては『続日本紀』天平神護二年(七六六)七月丙子条に「遣使、造丈六仏像於伊勢大神寺。」とあるのが参考となる。伊勢大神寺の仏像造立も中央の事業と位置づけられるが、おそらく地元の技術では対応できず、

中央から遣使したのであろう。

(34) 須田勉「国分寺造営の諸段階」(須田勉・佐藤信編『国分寺の創建 組織・技術編』吉川弘文館、二〇一三年)

(35) 例えば、上総国分寺については石川名人(天平勝宝元年(七四九)上総

守、その前後に、天平一五年(七四三)造弘福寺判官、天平宝字四年(七六〇)造宮卿)、近江国分寺・山背国分寺については、当該国に大きな影響力を持った藤原仲麻呂、陸奥国分寺については百済王敬福(天平一八年(七四六)陸奥守)、上総国分尼寺については弓削浄人(道鏡

の弟、神護景雲二年(七六八)上総守)、信濃国分二寺については弓削大成(神護景雲三年信濃員外介)と藤原楓麻呂(神護景雲三年信濃守)、相模国分尼寺については相模(漆部)伊波(神護景雲二年造西隆寺次

官、同年賜姓相模宿祢、任相模国造。漆部氏は相模国高座郡の豪族)、武蔵国分寺は藤原雄田麻呂(神護景雲元年武蔵介、同二年転守、兼内匠頭)と弓削広方(神護景雲元年武蔵員外介、同二年転介)など。

(36) 今泉隆雄「八世紀造宮官司考」(『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年、初発表一九八三年)

(37) 十川陽一「石川氏と造営事業」(『日本古代の国家と造営事業』吉川弘文館、二〇一三年)

(38) 『日本書紀』大化元年(六四五)八月癸卯条に「詔曰……凡自天皇至子伴造所造之寺、不能營者、朕皆助作。」とあるのが参考となる。

(39) 天平勝宝三年(七五一)二月一八日「奴婢見來帳」(宮崎道三郎所蔵文書、天日古、三一五三五～五三六)

以天平勝宝三年十二月十八日佐伯伊麻呂之捉進賤事

合參人

奴忍人 以二月十四日捉得於甲賀宮国分寺大工家

奴宇波刀 以十二月十七日捉内匠寮番上工川輪床足之家

婢今刀自 以十二月十五日捉得□舍人坊神服部虫女之家

天平勝宝三年十二月十八日 等貴

知事

少都維那

奈良時代の木工にみる都鄙間技術交流(古尾谷)

(40) 古尾谷知浩「文献史料・物質資料と古代史研究」(塙書房、二〇一〇年)

(41) 古尾谷知浩「平安時代の瓦生産」(『文献史料・物質資料と古代史研究』前掲註(40))

(42) 古尾谷知浩「国司と神室」(『名古屋大学文学部研究論集』一七三、二〇一二年)

キーワード・奈良時代、建築、東大寺、国分寺

Abstract

Diffusion of Technology of Architecture from the Capital City to Provinces in Ancient Japan

FURUOYA Tomohiro

This paper aim to investigate diffusion of building techniques from the capital city to provinces in Nara period, for example, the Office of construction for Todaiji temple. From the offices of construction for temples in the capital city to province, technology of architecture is spreaded in government official's personal relations, not in policies of the government.

Keywords: Nara period, Architecture, Todaiji temple, Provincial monastery